群馬県立県民健康科学大学大学院聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学大学院学則(以下「学則」という。)第 37条の規定に基づき、聴講生について必要な事項を定める。

(資格)

- 第2条 聴講生として授業科目の一部を聴講できる者は、次の各号のいずれかに該当する 者とする。
- (1) 学則第15条に規定する入学資格がある者
- (2) その他本大学院において、前項と同等であると認めた者

(聴講の始期)

第3条 聴講生の聴講開始時期は、学年又はセメスターの始めとする。

(出願手続)

- 第4条 聴講生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
 - (1) 聴講願
 - (2)履歴書
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書又はそれに代わるもの
 - (4) その他必要と認められる書類
- 2 聴講生の出願期間は、別に定める。

(聴講許可)

第5条 聴講の許可は、当該授業科目の授業に支障のないときに限り、研究科教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(聴講料)

- 第6条 聴講を許可された者は、所定の期日までに群馬県公立大学法人の授業料等に関する規程第9条に定める聴講料を納めなければならない。
- 2 既納の聴講料は、原則として返還しない。

(期間)

- 第7条 聴講の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、その期間を延 長することができる。
- 2 前項のただし書きにより、聴講の期間を延長しようとする場合は、研究科教授会の議 を経て、学長の許可を得なければならない。

(試験の不実施)

第8条 聴講生に対しては、試験は行わない。

(許可の取消)

第9条 学長は聴講生がこの規程に違反したとき、又は疾病その他の事由により聴講科目 を履修する見込みはなくなったときは、聴講の許可を取り消すことができる。

(準用)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、聴講生について準用する。

附則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。